

**Q1 「各種イベントにおける大声での歓声・声援等がないことを前提としうる／想定されるものの例」に例示されているイベントに明確に分類できないものは、どのように考えれば良いか。**

A これまでの当該イベントの出演者による類似イベントの実績がある場合は、参加者が歓声や声援等を発したり、歌唱等の実態が見られていないかどうかを確認し、判断してください。開催実績が無い場合は、類似の出演者によるこれまでのイベントに照らし、同様に判断してください。

**Q2 演劇などで食事をしながら鑑賞する場合はどう取り扱うか。**

A 食事を伴う場合は、大声での歓声・声援等がないことを前提としうるものの例として取り扱いません。なお、飲料のみの場合はその限りではありません。

観客の発声がないことを前提に、飲食時以外のマスク着用を担保し、十分な換気等、一定条件を満たす場合に限り、大声での歓声・声援等がないことを前提としうるものとして、収容率100%以内を適用しても差し支えありません。

**Q3 映画館でのポップコーン等の菓子などは食事に含まれるのか。**

A 菓子などの軽食についても、食事を伴う場合として取り扱い、大声での歓声・声援等がないことを前提としうるものの例として取り扱いません。

Q2と同様の取り扱いとします。

**Q4 緩和適用の条件としてマスク着用を担保することとあるが、イベント主催者がマスクを用意しなければいけないのか。**

A マスクを持参していない方がいた場合を想定し、主催者側で準備をしていただくようお願いします。なお、無償配布だけでなく販売することも可能です。

**Q5 参加者及び出演者の制限として、主催者が払い戻しの措置等を規定しておくこととあるが、必ず払い戻さなければいけないのか。**

A 払い戻しを巡るトラブルの未然防止が目的のため、払い戻しの措置を規定できない場合は、その取扱いを事前に明確化することでも構いません。